

高齢社会の問題が照射する新たな生活創造の課題

—エイジズムとセクシズムの視点—

吉 田 和 子

The Problems of New Life-Creation Reflected in Social Issues of the Aging Society
—Standpoint of Ageism and Sexism—

1 はじめに—人口年齢構造変容の特徴

高齢社会という言葉は、1970年以降、日本社会の人口年齢構造の変容と共に、今後の日本社会を表す言葉として定着してきた。国連は65歳以上の人口が全人口に対して7%を超える国を、高齢化人口国とする基準を設けている。それが14%になると、高齢国と呼ばれる。1994年に日本は14%を超え、高齢国として高齢社会の<先進国>入りをした。平成16年度版『高齢社会白書』によると、高齢化率は19%となり、65歳以上人口が5人に1人に近付いた。今後日本は、2015年には26%で4人に1人となり、2040年には33.2%で3人に1人上という超高齢社会となる。この日本の人口年齢構造の変容は、他の高齢社会の<先進国>と比べると、その特徴はどこにあるのだろうか。

図表1を見ると、日本は高齢化社会から高齢社会へは24年間で移行している。フランスは、115年間と一世紀以上の年月のもと、若者文化から中年文化の定着を経て、高齢社会が実現している。日本はフランスの4倍以上のスピードであり、他の国と比べても、世界に類の無いスピードで超高齢社会を迎えた国であることがわかる。

	1975年(昭和50年)	1995年(平成7年)	2005年(平成17年)	高齢化率7%と14%の進展年数
日 本	10.3%	14.5%	19.6%	24年間 (1970年 → 1994年)
ア メ リ カ	11.8	12.5	12.6	71 (1942 → 2013)
フ ラ ン ス	13.0	15.0	16.4	115 (1864 → 1979)
ド イ ツ	14.6	15.5	18.5	40 (1932 → 1972)
イ ギ リ ス	15.1	15.9	16.4	47 (1929 → 1976)
ス ウ ェ ー デ ン	17.9	17.6	17.8	85 (1887 → 1972)

図表1：総務庁統計局『国勢調査』

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成9年1月推計)(中位推計)

UN, The Sex and Age Distribution of World Population, 1998による各年推計人口に基づく

図表2を見ると、65歳以上人口の激増は、日本とスウェーデン(図表上には無いがイタリアも同様である)の特徴であるが、2000年以降はスウェーデンを凌ぐ現況にある。日本の高齢社会へのスピードを伴った人口の急激な増加の特徴は、これも世界に先例が無い。さらに日本の平均寿命は、2001年で男性78.07歳、女性84.93歳で、共に世界でトップである。戦後すぐの1947年では、男性50.6歳、女性53.96歳を考えると、戦後<寿命革命>とっていいほどの、寿命の伸びを指摘することができる。この<寿命革命>を図表3で見ると、1950年代後半から70年代前半の高度経済成長の<先進国>入りという経済的豊かさが、寿命を延ばし高齢国として長寿の<先進国>入りを実現させた一要因と考えることができる。以上のように統計上から、日本の高齢社会の人口年齢構造変容の特徴を、①高齢社会移

行年数の超短年期間、②65歳以上人口の急激な増加、③平均寿命の革命的延び、という3点で捉えることができる。この3特徴が揃った高齢社会実現は、いうまでもなく世界に前例がない。この高齢社会をどのような社会に創造していくのかは、差し迫った日本の緊急課題である。21世紀の世界的な高齢化社会に向けた流れの中で、日本がどのような高齢社会の生活モデルをつくることができるのか、このことは世界的な課題としても問われており、日本の国際貢献の重要な課題として位置づけることが可能であると指摘できる。

2006年をピークに人口は減少に転じ、高齢化と少子化はますます不可分のものになる。前期資本主義社会は、明治以来経済成長を追い求め、富の拡大を目標に、＜長寿革命＞を実現し、高齢社会を実現させた。この高齢社会を実現させた経済の成長と拡大という社会目標が、後期資本主義社会では機能しなくなってきていることは明白である。

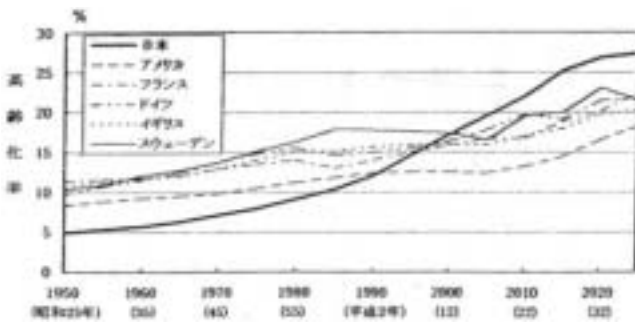
本論は、高齢社会の基本的問題と考えられる、エイジズムとしての高齢者像転換の課題と、セクシズムの根幹であるジェンダー秩序転換に向けた課題として、平等概念／労働／家族への再定義に限定し、その新たな生活創造の課題の素描を試みることにある。

2 エイジズムと高齢者像転換の課題

(1) エイジズムと「国際高齢者年」の高齢者像

エイジズムという言葉が初めて登場したのは1969年のことである。アメリカの国立老化研究所の初代所長、ロバート・バトラーによる命名といわれている。バトラーはエイジズムを「高齢者を高齢であるという理由で系統的に類型化し、差別する過程」⁽¹⁾と定義し、アメリカでのエイジズム登場の経緯を、次のように紹介している。「人種差別は19世紀の重大な争点となり、人種差別撤廃論者や公民権運動の攻撃の的となった。性差別は今世紀になって大きな問題となり、性差別を受けた世代や男女平等運動に攻撃された。エイジズムはアメリカ社会における第三の『イズム(差別)』であり、今や老年学者や高齢者たちによって攻撃」⁽²⁾の対象になっている。アメリカの人権運動の進展が、エイジズムという言葉に定着させてきたことがわかる。

日本では、『老人福祉法』が1963年に成立している。この法律は、高齢者に対する病気・障害・依存をイメージした貧困救済を軸とした、福祉の対象者としての老人像をベースに作成された法律であ



図表2：主要先進国の65歳以上人口の推移

(出所：人口問題研究所作成「日本の将来推計人口」平成9年1月より)

	平均寿命の推移		
	調査年	男	女
第1回完全生命表	1891~98(m.24~31)	42.8	44.3
2	1899~1903(m.32~36)	43.97	44.85
3	1909~13(m.42~t.2)	44.25	44.73
4	1921~25(t.10~14)	42.06	43.20
5	1926~30(s.1~5)	44.82	46.54
6	1935~1936(s.10~11)	46.92	49.63
8	1947(s.22)	50.06	53.96
9	1950~52(s.25~27)	59.57	62.97
10	1955(s.30)	63.60	67.76
11	1960(s.35)	65.32	70.19
12	1965(s.40)	67.74	72.92
14	1975(s.50)	71.73	76.69
15	1980(s.55)	73.35	78.76
16	1985(s.60)	74.78	80.48
17	1990(h.2)	75.92	81.90
18	1995(h.7)	76.38	82.85
簡易生命表	1997(h.9)	77.19	83.82

図表3：厚生省「完全生命表」「簡易生命表」

総務庁統計局編「日本統計年鑑」平成11年度、64頁

(出所：天野正子、1999、59P)

る。その後1995年に成立した『高齢社会対策基本法』は、高齢者が健康で自立した生活ができる社会の形成を目指しており、それは社会形成の主体としての高齢者像に、法律の文面上言葉は変化している。日本は1980年代までは、エイジングは「老化」と訳され、マイナスイメージで捉えられていた。1990年代以降「加齢」と訳され、人生過程としてのエイジングにパラダイムが転換することで、「老人」という言葉の使用が行政では激減し、「高齢者」に言葉が変化してきている。この変化の背景は、冒頭で指摘した人口年齢構造の激変と、国連を軸とした国際的な高齢社会に向けた、取り組みの成果として考えられる。

1982年ウィーンで、国連主催による「高齢化に関する世界会議」が開催されている。欧米の高齢社会先進国では、1970年代現人口維持に必要な合計特殊出生率2.08%を下回り、高齢者人口比の増加が10%を超える状況にあった。国連の高齢社会への取り組みは、1990年代に本格化している。1992年10月国連総会は、1982年国連総会が支持を表明した「高齢化に関する国際行動計画」と、1991年採択された「高齢者のための国連五原則」（略「五原則」）を具体化させるための「高齢化に関する宣言」を採択した。同時に、「あらゆる世代が共に生きる社会」をスローガンに、1999年を「国際高齢者年」に制定し、世界的な取り組みを展開している。この取り組みの基本となった「五原則」は、次のような内容で構成されている。

- 1、自立—自らの独立、住居・衣服・医療へのアクセス権、仕事あるいは他の収入手段を得る機会の保障。
- 2、参加—政策決定・運動・ボランティアの重視と参加権の保障。
- 3、ケア—医療を超える福祉の創造と自己のケアと生活の質を決定する権利の保障。
- 4、自己実現—自らが自己の可能性を発展させる機会の追求とその人らしさをいかに発揮するかの保障。
- 5、尊厳—尊厳および保障をともなった肉体的・精神的虐待から解放された生活を送る権利。

この「五原則」は1970年代後半以降、医療現場での尊厳死や生命の選択^③などの生命倫理の議論から誕生したquality of life（略QOL）を、高齢者の日常生活レベルのQOLへと繋ぐことを通して、高齢者による当事者主権行使をベースとした潜在的能力創造を基本に、高齢社会創造への生活決定権主体としての、高齢者像転換を図る運動であったと捉えることができる。さらに日本の障害者運動のなかで、受身の「お客様」扱いに対する抵抗から生み出された、人はニーズを持ったとき誰でも当事者になると主張されている、新たな市民権概念の核になる当事者主権確立に向けた、新たな国際運動でもあったと指摘することができる。

上野千鶴子は当事者主権を次のように定義している。「何よりも人格の尊厳にもとづいている。主権とは自分の身体と精神に対する誰からも侵されない自己統治権、すなわち自己決定権をさす。私のこの権利は、誰にも譲ることができないし、だれからも侵されない、とする立場が『当事者主権』である」^④。高齢者像転換を図るエイジズム解放の取り組みの視点に、当事者主権の行使がベーシックとして位置づけられる必要がある。その当事者主権の内実をなす諸権利として、国連の「5原則」が構成される必要があるといえるだろう。当事者主権と「五原則」が、生活の具体的場面で行使され生かされていくことで、高齢者像転換の可能性が拓かれていくことになると指摘できる。

しかしこの「国際高齢者年」の取り組みは、日本は高齢国にもかかわらず低調であった。多様な高齢者像創造の課題は、ライフ・スタイルの変容の問題ともリンクした、高齢社会が照射する新たな生活創造の基本的課題である。しかも多様な高齢者像創造のためには、雇用現場における定年制システムを通じて、社会的に否定的で画一的な高齢者像が構成され再生産されており、大人の働き方の問題として社会的な定年制システムを、どう考えるのかを視野に入れる課題を見逃すわけにはいかない。否定的で画一的な高齢者像と定年制システムは、どのような関係にあるのだろうか。

(2) 定年制問題から新たな社会像探究へ

産業構造の変容とグローバル化の中で、急速に労働力の流動化が進み、終身雇用を基盤とした定年制は揺らいできている。しかし定年制はなくなっていない。1980年前後からの60歳定年制の実現とともに、定年制がなかった公務員や中小企業にも普及し、現代においても定年制を通じて否定的高齢者像は再生産され続けている。天野正子は、日本で「定年が社会問題化するのは高度成長期以後である。背景には、農業・自営業中心から勤労者中心の就業構造への転換と平均寿命の著しい伸びと本格的な消費社会（余暇社会）の到来があった。」⁽⁵⁾と、1970年代以降の30年間の問題であることを指摘している。しかしその社会問題化は定年をめぐる、労働条件の切り下げにかかわる問題が中心で、画一的な定年制の年齢に関する社会問題化ではなかった。

定年制は、どのような否定的高齢者像を生み出しているのか。父親の定年後を綴ったレポートの一部分を紹介してみよう。「水前寺清子の『ひとつ、男は勝たねばならぬ。ひとつ、男は泣いてはならぬ。…』に代表される観念の刷り込みは大きい。父は、この歌を良く口ずさんでいた。60歳を迎える頃『男の死は命の死にあらず、社会の中の死だ。』と言っていた。74歳の現在、男らしさは何かと尋ねると、『もう、語る元気は無い』と言った。父の男らしさを核とした自我は妻の存在によって守られている。『男が残ったところはどこも哀れだ。先に暇をもらったほうがよい。』が、70歳からの口癖になっている。父の言葉には、自己変革には気力、体力がいる表れだったのだろう。まぎれもなく人間は社会の産物だと感じた」。父が娘に語った「社会の中の死」意識は、性別役割分業システムの中で、仕事中心の生き方を強いられてきた多くの男性が、定年制で遭遇する社会的な現実である。

この定年制は、「社会的臨終、老後は『余生』と同義語」⁽⁶⁾にする力が働き、若さと比較した老いは意気消沈、社会的機能喪失、肉体的精神的衰え等の複合としてのマイナスイメージの高齢者像を定着させるものである。定年制は、高齢者が持つ生産的創造的能力や知恵と社会的支援力、文化的資源を無視する高齢者像を再生産しているといえる。さらにいえば、この画一的な社会的システムとしての定年制は、高齢者が蓄積している知恵と経験と能力を、退職を境に無力化するシステムであり、高齢者の多様性、能力発達の可能性を喪失させる機能をもつということが出来る。この事実は、何よりも当事者主権をベースとした、「五原則」を保障しないシステムであると指摘できる。

日本のこのシステムは、いつ定着したのだろうか。前掲の図表3を見ると、高度成長期の入り口である1955年と低成長の入り口である1975年の、この20年間の寿命の伸びは、男性で7.13歳、女性9.14歳と著しい伸びを示している。その時期に、55歳定年制が導入されて定着し、否定的高齢者像をつくる基盤になったと考えられる。この55歳の定年制は、高度経済成長の技術革新についていけない「お荷物」=老化としての高齢者像を定着させ、高度経済成長の競争社会を支える労働者像が壮年男性を軸とした50歳までを想定し、企業社会の定年制はそのイメージを増幅し刷り込み社会に定着させたといえるのではないだろうか。

同時期、アメリカ政府の老年期規定は、40歳以上（労働省高齢労働者規定）から72歳（社会保障における収入による年金削減規定がなくなる年齢）と年齢幅を広げ、原則的には定年の自己決定権の保障を実現している。北欧では国連の「五原則」が主張するように、一律に画一的な定年制ではない。70歳までの雇用保障がなされている。しかし日本は高度成長期の55歳定年制の定着を通じて、否定的高齢者像としてのエイジズムを、社会的に再生産するシステムが駆動していった時期であった。

定年制システムとエイジズムの関係性について、安川悦子はイギリスの社会保障研究者たちの歴史研究に注目し、その内容を紹介している。安川によると1998年のマクニコルの研究が、「年金システムの整備が、労働市場からの高齢労働者を排除するためのリタイアメント・システムとしっかり結び付いたことを明らかにして」⁽⁷⁾いる。「この老齢年金＝リタイアメント・システムの成立は、高齢者像が、貧困にあえぐ『使い古された労働者』から名誉ある『産業のベテラン(退役兵士)』へと変化する過程でもあった。リタイアメントは長らく『産業』という戦場の第一線で闘ってきた名誉ある引

退を意味し、労働者たちの目指すべき目標だというイメージに変換され、国家も労働組合もこのイメージを支持した」⁽⁸⁾と分析され、早期退職しても生活をまかなえるだけの年金取得が、労働党や労働組合の目標とみなされるようになったプロセスを紹介している。そうした研究者のひとりであるマクニコルの分析は、「退職と年金のシステムが、エイジズムを作り出し、またエイジズムがこうしたシステムを作り出す。高齢労働者にとってみれば、何よりも第一に、『産業ベテラン』になることは、年金をとおして国家に依存すること、つまり国家の『厄介者』になることを意味し、第二に、労働市場から排除されて、『二流の労働者』になる、あるいは社会的アイデンティティを失うことを意味した」⁽⁹⁾と分析し、定年制は依存や厄介者としての否定的な高齢者像を生み出し定着させ、同時に、労働市場での高齢者の「周辺化」を確実に促進させたと指摘している。

安川が紹介するマクニコルの研究が示唆するように、高齢労働者が高齢という生物学的な理由で定年制によって、労働市場から排除され二流労働者になっていく経緯は、女性が労働市場から生物学的な性＝「妊娠・出産」を理由に、排除され二流労働者として周辺化されたのと同じように、エイジズムとセクシズムは同じ構造のもとに、労働市場では位置づけられているといえる。そして、この定年制システムとエイジズムの関係性の強化は、大沢真理が指摘する「企業中心社会の確立は石油危機以降」⁽¹⁰⁾と同時期と考えられ、日本は1970年代の企業中心社会の確立とともに、定年制の導入定着化が量的に進展し、エイジズムが定着し強化されてきたと考えることができる。しかしこのエイジズム強化に抗する、組合や市民運動、そして教育実践は当時皆無であったとっていい状況であり、現在においても同じ状況であると捉えられるのではないだろうか。

いうまでもないことであるが、社会的システムが再生産する否定的高齢者像は、定年制のみではない。雇用における募集・採用等の諸制度や慣行もエイジズムの温床である。社会システムが再生産するエイジズムは、macroのpoliticsを通じて内面化され潜在化されると共に、microのpoliticsによっても社会的に構成されている。その年齢を基準とした差別がどのように存在し再生産されているのか、子どもたちの生活経験と身近な適齢者たちの経験をリンクさせながら、エイジズムに関するmacroとmicroのpoliticsを多様に顕在化させていくことを試みつつ、内面化されている否定的又は肯定的高齢者像から自前の高齢者像探究の模索には、高齢者像の社会的構成プロセスの探究が不可欠となるだろう。そのプロセスは同時に新たな社会像づくりの課題を、照射していくことになるのではないだろうか。こうした新たな社会像探究の学びの視点は、当事者主権を核とした国連の「五原則」と、清家篤が主張する「働く意思のある高齢者の意思を実現するということであり、もう引退したいという人が引退の自由を持つということは先進国であることの基本条件」⁽¹¹⁾をベースに、生き方の多様性を保障できる生涯現役社会づくりへの課題であるといえるだろう。子どもたちからの人間像と社会像創造をリンクさせた、子どもの未来社会と人間の学び探究として考えられるのではないだろうか。

しかし、高齢社会における新たな人間像・社会像創造への課題の可視化は、エイジズム視点だけでは不十分である。なぜなら、エイジズムの中にジェンダーバイアスが内包されており、セクシズムの視点をクロスすることで、平等／労働／家族への新たな生活創造の課題を可視化することができるからである。

3 セクシズムが照射する課題—平等／労働／家族への再定義に向けて

(1) セクシズムへの複数性と平等基準の再定義

セクシズムとしてのジェンダーバイアスは、高齢女性のみの問題だろうか。第二波フェミニズム運動を主導したベティ・フリーダンが、『老いの泉』のなかで、アメリカの男女の寿命格差に対して、「いまや私の心配は男性たちなのだ。平均寿命の男女差はますます開きつつある。…彼らは疲れきり、柔軟な心を失い、頑固で、恫喝的で、私の年齢ならたいていもう死んでいる。男性の役割について何

かが間違っているのだ。…いま中高年の男性になぜ危機的状況が起こっているのか。なぜ男性はこんなにも早く死んでしまうのか？」⁽¹²⁾ と、人生の高齢期に立ち表れる性別役割分業という社会システム＝男性優位のジェンダー秩序結果の男性の深刻さを、生物学的、心理学的、社会学的に裏付ける研究を行い、老いを衰えと同一視する「老いの神話」からの解放研究に取り組み、新たな人生としての高齢期を主張しているが、しかし、ジェンダー秩序転換のシナリオは提起することができていない。

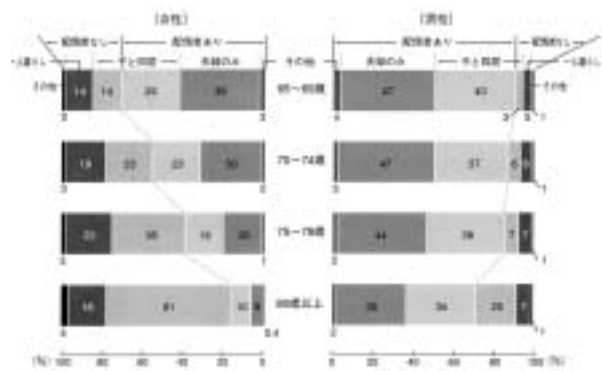
日本でも新聞報道によると2003年の平均寿命は男性78.36歳、女性85.33歳である。その格差は戦後最大の6.97歳である。男性の平均寿命が伸びない大きな要因として、自殺者の増加が考えられる。2003年の自殺者は前年より7.1%増加。男性が24,963人で全体の7割強を占めている。最多は60代であり、25,416人であり、次いで50代が8,614人である。性別役割分業のもとで妻子を養う責任を担わされた男性たちが、企業社会の構造変容の真っ只中で、ストレスを溜め込み「命」を縮めてきていると指摘できる。この男性が直面させられている「死」と寿命格差に表出されているジェンダーバイアスの結果は、疑う余地もなく社会システムとしてのジェンダー秩序により生み出されたものである。20世紀の性別役割分業体制は、労働と家族の再構成への課題のみではなく、男性の側からの「命」と寿命格差問題をセクシズム解消の課題として鮮明化する必要があるといえる。

このジェンダーバイアスとしてのセクシズムは、従来「性差別は性別を指標とする差別行為であり、女性に不利益をもたらす女性差別の場合が圧倒的に多いので、女性差別と同義語としても使用されている」⁽¹³⁾と捉えられてきた。しかし、高齢社会においての著しい寿命格差は、男性の側からのセクシズムとしてとらえられる。高齢期の新たな生活創造の課題として、寿命格差解消は重要な課題として位置づけられる。

この男性の視点からの課題は、セクシズムをジェンダーとしての女性のみを主題化するのではなく、ジェンダー／セクシュアリティとしての男性を含めた多様な性の変数を主題化することで、セクシズム内の差異の葛藤的な関係性の可視化を行い、課題へのアプローチの多面性とその深化を図る視点の鮮明化が必要であるといえる。このことは男性自身によるライフ・スタイル変更に向けた新たな生活創造への探究課題であり、当事者たちによる具体的な問題の可視化の運動がベースになる。そのためにもセクシズムに複数性の視点を取り込んでいく課題があるといえる。

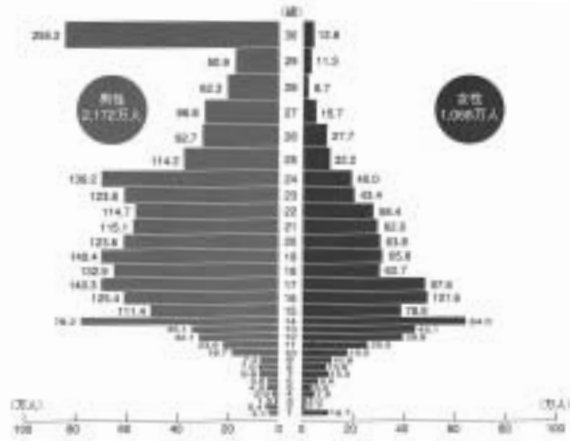
一方女性もジェンダー秩序のもとで、私的領域に位置づけられ政治・経済領域で周辺化されてきている。故に女性高齢者におけるジェンダーバイアスの内実とは異なる。2000年の厚生省「国民生活基礎調査」によると、一人暮らしの高齢者は3,079,000人であり、内訳は男性682,000人、女性2,398,000人である。女性が78%を占めている。図表4をみると、男性は80歳以上になっても70%が配偶者と共に生活しているが、女性は子どもと同居が年齢とともに増加している。この現実とは、男性が退職した後の高齢期においても、女性が家事／ケア等を担い続けており、最後に寿命格差が女性の一人暮らしを強いる結果として表れている。後期高齢女性は人間関係において、親密性の保障をどのように確保するのか、その課題が顕在化しているといえる。

さらに高齢期の経済的支えとなる賃金と年金の実態は、ジェンダーバイアスとしての男女格差があらわに顕在化している。厚生労働省の「2002年版働く女性の実情」によると、正規雇用に限定しても男女間の賃金格差は男性100に対して女性66.5であるが、エイジングと共に開き50%を切る現実がある。性別役割分業システムによって、M字型就労のもとでキャリアの中断を強いられてきた



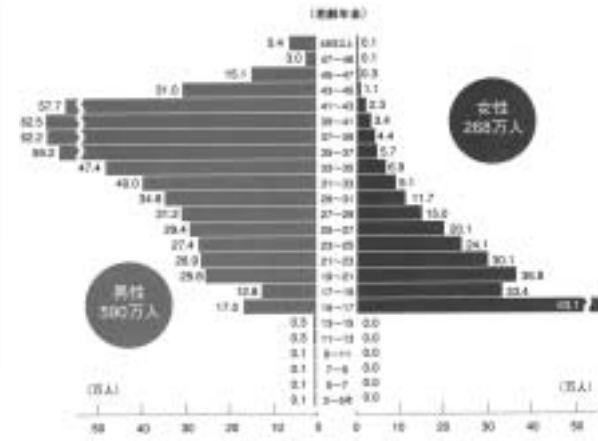
図表4 高齢者が暮らす世帯の形態

(出所：財団法人 日本女性学習財団, 2002, 38p)



図表 5：厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）

（出所：財団法人 日本女性学習財団，2002，66p）



図表 6：厚生年金保険受給権者数（被保険者期間別）

（出所：財団法人 日本女性学習財団，2002，68p）

女性は、①低賃金、②補助的労働、③短い勤続という＜三位一体＞状況に置かれてきている。中高年になるほどに勤続年数・賃金形態ともに不利に作用し、その結果が年金に反映している。図表5をみると、厚生年金保険期間が女性は15～17年が多く、男性は35～43年に集中している。この賃金額と保険期間が退職後の高齢期の経済的支えである年金金額に大きく影響を及ぼしてくる。図表6は、厚生年金標準報酬額と級別の被保険者数であり、女性は男性の約二分の一である。しかも金額は低いランクに分布している。厚生年金保険標準報酬月額推移は、女性は低い状況で20年間格差は解消されず、経済的な不安を抱え込まれている状態である。

以上の実態は、高齢女性がエイジズムとセクシズムの「二重の差別」のもとで、それまでのジェンダー問題が集積されて、高齢期にそれらが一挙に顕在化されることがわかる。このジェンダー秩序のジェンダーバイアスは、男性にとっては深刻な「命」や寿命格差の問題として顕在化しており、女性は高齢期の経済生活の困難さと後期高齢期において人間関係の希薄化という、経済と人間関係の貧困化が顕在化している。この女性の貧困化解消は、平等概念や労働と家族の再構成への課題として捉えられる必要がある。

何よりも高齢期におけるジェンダーの集積場状況は、ジェンダー秩序の転換にむけたセクシズム解放の男女の平等な条件を、どのように具体化するか、が焦眉の課題となる。齊藤純一は、「依存する他者へのケアをめぐる」⁽¹⁴⁾の考察の中で、ケア問題からジェンダー間の平等条件を問い直しているN・フレイザーの研究に注目している。フレイザーはジェンダー間の平等を測る7つの基準を、女性が抱えるセクシズムとしてのジェンダーバイアスの生活事実 に即して、次のような具体的内容を平等基準として提起している。

1、女性が一定の以下の生活水準に陥るこのない「反貧困」の原則。2、女性が経済的依存ゆえに他者によって恣意的に支配されることのない「反搾取」の原則。3、同じ価値をもつ労働に対して同等の報酬を与え、男女の間に所得の格差を生じさせない「平等な収入」の原則。4、女性が市場での労働と家事労働／ケアワークの二重負担によって「時間の貧困」に陥ることを余儀なくされない「自由時間の平等」の原則。5、女性が携わる仕事に社会的に低い評価しか与えられないことに抗する「平等な尊重」の原則。6、女性が家事労働／ケアワークを担うことによって、それ以外の社会関係を生きる機会を奪われ、孤立や孤独を強いられない「反周辺化」の原則。7、男性中心に編成されてきた制度や慣行に女性が同化し、適応することを求められない「反男性中心主義」の原則⁽¹⁵⁾である。

このフレイザーの平等基準は、日本で取り組まれているジェンダー秩序解消を目指す、男女共同参

画社会基本法施策の具体化の質を問い直すものになるだろう。賃労働と家事等無償労働の相互乗り入れを目指す男女共同参画の平等観は、男性中心の制度や慣行に変更を加えることなく施策が具体化されれば、女性がそれに参加する事で強化されていく危険があり、セクシズムのもとで働く女性の「二重負担」の解消や、フレイザーが主張する7つの平等基準を実現するものにはならない。フレイザーの平等基準は、人間の多様性を前提とした、セクシズム解放にむけた複数性の視点で、家父長制の男性中心主義を解消していく、平等を測る具体的な生活場面の多面的基準となっている。この平等基準は、現実のジェンダ秩序のもとで、何が不平等であるのかを浮き彫りにしており、生活の事実在即して効力を発揮できる平等条件基準の提起であるといえる。

このフレイザーの「反貧困」「反搾取」「収入の平等」「平等な尊重」「反周辺化」「自由時間の平等」「反男性中心主義」という平等の基準提起は、平等をひとつの視点でとらえても、事実としての結果の平等実現にならないことの提起であり、平等基準の再定義と捉えることができる。そして何よりも、家族関係における家事・育児等の無償労働が、男女間で不均衡に分配されていることの影響が、公的領域にも波及して、女性の不利益な取り扱いを生み、それがまた私的領域に影響を及ぼすという悪循環の構造をつくりあげられている。この悪循環の構造を、どのように断ち切るかが愁眉の課題である。

高齢期がジェンダーの集積場として個性的に強化され、それがセクシズムとして生活の質を規定する高齢社会において、生涯に渡る生活の質と幸福追求の権利保障として、フレイザーの7つの平等基準は、あらゆる生活領域における高齢社会の新たな生活創造の基本的視点として、欠かすことができないものである。

(2) アンペイド・ワークから労働概念の再構成へ

高齢社会で需要が増大するケアは、いろんな意味に用いられているが、狭くは介護や看護であり、広い意味では世話をすると行った行為にも用いられ、配慮・関心・気遣いも含まれる。しかし後期高齢者へのケアは、医療と福祉にリンクした介護と看護を軸にして捉えられている。この後期高齢者のケアという生活領域の誕生の背景は、1960年代からの高度経済成長と医療技術の進歩によってもたらされたものである。春日キスヨはその経緯を、次のように指摘している。「『介護』という用語は、明治以降の福祉分野では、身体障害を持つ『傷兵』の保護規定などで使用されてきた。それが病いをえた高齢者のケアについて、広く日常的に使用されるようになったのは、疾病構造が『感染症の時代』から『成人病・慢性疾患の時代』に移行した頃からである。すなわち、高度経済成長を足がかりに整備された『国民皆保険制度』(1961)や『老人医療無料化制度』(1973)等の医療保障制度の充実により、富裕でない高齢者も受療可能となった。そして、全般的生活水準の上昇、救命医療技術の高度化に支えられて、生命の危機は回避しながらも一生治らない慢性症を抱えた人が多数生じ、それが『寝たきり老人問題』などとして、社会問題化するようになって以降のことである」⁽¹⁶⁾

この春日の指摘は、公衆衛生や国際保健分野で唱えられている疾病構造の転換を、産業構造や人口構造と社会経済システムの転換とを一体のものとして、総合的にダイナミックにとらえる「健康転換」の視点で捉えたものである。しかし、春日のこの「健康転換」は第一相の、飢餓・疫病から感染症への段階から、第二相の、感染症から慢性疾患への段階で捉え、現代の「健康転換」の視野である、第三相がとらえられていない。第三相は慢性疾患から「老人退行性疾患」への段階である。この「健康転換」の第三相は、入院患者全体に占める65歳以上の高齢患者の割合が40%を超えた1985年前後からが、第三相の時期と指摘されている⁽¹⁷⁾。この時期の高齢患者入院率の増加傾向は、一面ではケアを家族の内部に私事化し、自助努力の末の破綻状況も含まれると考えられていだろう。

後期高齢期は、「『障害』が普遍化する社会」ともいわれ、非自立的な他者へのケアが増大してくる。このケアの責任を担わされてきたのは、過去も現在も妻・嫁・娘の女性たちである。ジェンダー秩序体制は、女性を私的領域で家事、育児、介護と看護や、家族構成メンバーの感情の統制機能をも

担わされてきた。なぜ、それらを女性が担うのか、その社会的構造を精力的に解明したのは、マルクス主義フェミニズム（略「マルフェミ」）である。「マルフェミ」は、女性の抑圧の根源を階級支配に同化させることを批判し、家父長制と資本制の相互作用が、近代以降の女性の低い地位を生み出したことを理論化した。その理論の女性抑圧の二重構造は、次のように要約していいだろう。

近代社会は分業で成立する、資本主義経済体制である。全ての生産要素は商品化される。近代社会維持には、モノとヒトの生産が必要である。労働力としてのヒトの再生産は、家族を単位として家庭の中で行われている。現在の労働力の維持と次世代の労働力の再生産を、女性が担っている近代社会では、そのことが労働市場において女性の低い地位の要因となっている。資本制と家父長制は構造的に関連しており、資本主義の労働構造は、賃金が支払われる労働と支払われない労働に分割している。支払われない労働＝アンペイド・ワークは、女性が担っており、そのことで労働市場におけるペイド・ワークとしての女性労働が底辺労働力として、低い評価のもとに構造化されている。

「マルフェミ」は、資本制と家父長制の構造の解明と同時に、家事等は仕事＝労働ではないのか、という女性の直感的反発にも理論的に応えた。上野は1970年代から80年代にかけて家事等の問題化から、「(1) 家事も労働である、(2) しかも不当に支払われない労働である、という概念を確立した。…市場と家庭のミッシング・リングをつなぐ画期的な『発見』であり、その理論的貢献はいくら強調しても強調しすぎることはない⁽¹⁸⁾」と主張した。このアンペイド・ワークを含む労働概念が確立した頃の1983年には、日本の既婚女性の半数以上が労働に就業しており、70年代の女性の職場進出は、80年代半ばで専業主婦が少数派になる変化が起きていた。さらに高齢社会の進展とともに、前述の第三相の「健康転換」によって、ケアの需要の増大も起きていたのである。現代では、労働概念をペイド・ワークのみで語る事が無効になっている。家事、育児、介護と看護等も人間の生活に必要であり、しかも社会的に有用な再生産労働である。労働概念は、女性が担ってきた再生産労働のアンペイド・ワークも含んだものとしてパラダイム転換が行われ、この労働概念が国連やILOやEUの会議の場で、国際社会の常識として定着し流通しているのである。

アンペイド・ワーク評価のこの国際的動向は、国連の第1回世界女性会議が開催された1975年以来の取り組みの成果といえる。第4回世界女性会議（北京・1995年）で採択された「行動綱領」では、アンペイド・ワークの把握されていない二類型が指摘されている。一つは農業、食糧生産又は家族経営の企業による市場向け及び自家消費用の物資及びサービスの生産が、把握されていない。二つには子どもや高齢者の世話、家族の食事の準備、環境の保護、並びに弱い立場や障害を持つ個人及びグループを支援するボランティア活動である。家事のみでなく、女性は地域社会の無償労働の大部分を担っていることが指摘され、このアンペイド・ワークの価値を数量的に評価し、この分野の研究と経験に関する情報の共有と普及の奨励も掲げられている。

この世界女性会議の取り組みの後押しによって、日本の経済企画庁経済研究所は1997年5月にはじめて、「無償労働の貨幣価値について」の報告書をまとめ公表した。日本の有配偶専業主婦のアンペイド・ワーク評価額は、年間平均276万2千円であり国民全体のアンペイド・ワークは総計約99兆円、国民総生産の20%になることを明らかにした。その金額の低さに女性たちのブーイング運動が起き、1998年の報告では年間平均が303万9千円で30代は410万4千円と評価額がアップした。しかしこの日本の経済企画庁の評価には、二つの大きな問題が隠されている。一つは、アンペイド・ワークが家事と育児に限定され、高齢社会で増大し需要が増している介護や看護、地域活動や社会活動のボランティア等が入っていないことである。二つには、賃金換算が現実の男女格差やパート賃金でなされており、評価基準が低いことである。この問題を抱えていても、以下の二点で大きな前進として評価できる。①世界の女性たちの取り組みは、経済の枠組みの外におかれてきた女性のアンペイド・ワークを、社会的に必要で有用な労働であることの社会・経済的及び世界的な認識の転換をはかることができたこと。②アンペイド・ワークの価値を公正に測定・評価することによって、家事等を性別役割分業の枠

から解放し、男や社会がこれを公平に分担する道筋（「介護保険法」や男性も取得できる「育児・介護休業法」等）をつけていく運動になりえたことである。

しかし現実生活の実態は、アンペイド・ワークの外部化により、そのサービス購入のためペイド・ワークに依存、その依存が外部化をさらに促進することになる陥穽状況の問題をも生み出している。この陥穽状況の現実脱皮を、どのような方向で解決していくのか、それを先取りした活動が1971年に発足した福祉専門生協＝生活クラブ運動であった。この運動の中から新たな労働概念づくりが行なわれてきている。福祉専門活動の主体は、女性たちである。その一人であった又木京子は、「外部化し続けるアンペイド・ワークの一方で、コミュニティを豊かにするための働き方を再構築するため、雇い雇われるのではない共同出資・共同経営・共同労働としての『ワーカーズ・コレクティブ（略称ワーコレ）』を次々に生み出してきました。…ワーコレ運動は、これまでにない新しい労働形態と労働の価値を提起しており、①雇用関係のない自己決定・自主管理労働であり、②その労働価値は貨幣価値のみで図るのではなく、生活価値で計り、③その事業は非営利であること、を原則としています」⁽¹⁹⁾と紹介している。このワーコレに注目する視点は、次の二点にある。一つは、福祉概念を「施し」から対人社会サービスとしての「生活共同」へ転換させたこと。二つは、労働概念を労働の代価のみで捉えることのない、新しい市民社会模索のキーワードとして、公共の福祉事業のために自発的に働くことを通して、自己実現を可能にしていく市民労働の具体像を生み出したことにある。

篠原一は世界的な市民労働の潮流に注目する理由を、「社会の変容とともに、近代の労働価値体系がくずれつつある。人間社会には複数の労働があり、人びとは色々な形の労働を経験することができるとともに、またそうせざるをえなくなっている。そこに市民労働が登場する所以がある」⁽²⁰⁾と指摘する。又木はワーコレのワークを「賃金を得ることだけで評価するのではなく、そのワークがあることによって地域コミュニティの豊かさ、つまり生活の価値がたかまることで評価する。生活の場である地域コミュニティの豊かさを価値とするワークである」⁽²¹⁾。この超高齢社会を先取りしたケアの福祉専門生協の女性たちが、自前で創造した労働概念は、篠原が指摘する社会構造変容として完全雇用の崩壊が後期資本主義社会の特徴となる現代において、「雇用労働は社会の基本で、大切だが、それだけが労働ではない。このような市民労働によって、失業が減り、福祉国家の負担が少なくなるだけでなく、人間自体が解放される。また市民労働は自己実現と他者のための存在という概念をむすびつけるものであり、そういう意味では実験的、刷新的（イノヴェイティブ）な文化をつくることにも貢献する」⁽²²⁾世界の市民労働の潮流にリンクした、世界的にも先駆けとなる取り組みであるということが出来る。このような労働概念の再構成に向けた動きは、フェミニズムのアンペイド・ワークを含む労働概念の転換から始まり、そして高齢社会で増大するケアへの女性たちの注目によって、市民労働へと新たな展開が誕生してきているのである。

高齢社会がベースとなる後期資本主義社会では、労働は市民生活の中の重要な構成要素であるが、その労働内容と形態は多様に変化してきている。篠原は「モノの生産とは異なる福祉、環境、教育、保育、地域生活、文化などの分野における雇用が重要視され」「NPOの占める比率が増大することが求められるようになっていく」⁽²³⁾と分析している。この分析は自分の生きがいや産業の発展と重ね、それに閉じ込めることのない社会づくりや労働を誰かに追い立てられて、何かのためにするようなイメージとは異なる、それ自体で価値があることをする、自律的なアクティビティへという主張と重なるものといえるだろう。私たちの生活は経済的な最低の自立を確保する必要があるが、それのみでは高齢社会の豊かさを確保できないことも、現実生活の課題である。市民労働やワークからアクティビティへという主張の登場は、生活における人間の労働をどのように捉えなおすのか、市民社会像の転換の課題と重ねて模索される必要がある。

しかし一方では、21世紀の経済計画の中でケアが成長業種として位置づけられ、経済社会の中心にシフトしてきていることも視野に入れる必要がある。「消費社会の最後に残された、最大の消費分野」

として、カウンセリングと心理、子育てと保育・教育関係、看護・介護等がケア・サービス産業として対人社会サービスの中心的商品化の対象に捉えられ、「ケアの消費」時代の様相は深まってきている。高齢社会における「ケアの消費」は、この労働を共同化／社会化／市場化の多様な選択配分を、どのように可能なものと組織化していくのか、大きな課題に直面させられている。同時に家事等のケアをベースに、人間関係の成立基盤をなしていた家族に、何が残るのかを問う課題としても捉える必要がある。後期高齢期の女性の人間関係の希薄化も視野に入れて、家族の再定義の課題を考えておきたい。

(3) 家族の問題から親密圏への再定義の課題

ケアの消費・外部化は、家族に何が残るのかを問うことは、同時に人間にとって親密圏は必要なのか、という問いを共有しあうものである。高齢社会における親密な人間関係は、エイジズムとセクシズムの「二重の危機」状況のもと、一人暮らしを強いられる後期高齢期の女性の問題として、重要な課題であるといえる。

現実の現代家族は、異性愛のカップルと子どもで構成され、女性は労働力の再生産と次世代労働力の再生産の機能と、男性に対しては「男の城」として競争社会のストレスを心身ともに癒し、さらにケアによる治療的機能や家長の価値の回復機能をも担い、安らぎの空間と関係性を保障することが期待されてきた。しかし家族は、危険性と安全性とが非対称的に配分された生活空間であることが、数々の家族内暴力の顕在化により常識として定着してきている。たしかに現実の家族は、お互いの生に対しての関心と配慮による自由で対等な関係性ではない。権力関係が作動する空間としての家族状況が様々に指摘されても、そのことが人間にとってのケアと親密圏の不要論にはならない。

家族関係が内包する政治性を、男女の権力関係批判に限定せず、生の安全／安心の視点から捉えようとしている斎藤純一は、「複数性という政治生活の条件は親密圏の条件でもある」⁽²⁴⁾と指摘し、ケアの関係性を考えると「家族」に代わる言葉として「親密圏」が考えられ、「性的家族」を超える親密圏の再定義を試みている。家族は親密圏の無数のかたちの一つにすぎないと捉え「社会的な圏域から場所を剥奪され、自らを『敗者』として余儀なくされる一劣位性としての差異性を割り振られる一人びとにとっては、自らの存在が否定されない関係性もちうることで、自分がそこに居ることが受容されるという経験もちうることは文字通り決定的な意味をもっている」⁽²⁵⁾と、社会に場所を持つことが出来ない生や支配的な価値と異なる価値形成を追究しようとする行為に親密圏が空間を与えることの意味を重視し、親密圏はさまざまな点でより複雑で、異種混交的であり、社会のあり方を問い直す「対抗的な公共圏」として機能することもありうると主張している。

しかし家族としての親密圏は、身体性レベルでも構成されている。この身体性というリアリティについては、斎藤はもっぱら性愛の次元に還元され、そのみが過度に強調されてきたと批判的であり、「性的家族」を超えた身体性を生の存続自体にかかわる問題として捉えたいと主張している。しかし身体性は、生の存在自体であるが故に、性愛次元にこだわったからこそ、親密圏への新たな課題の地平の可能性が、拓かれつつあるといえるのではないだろうか。

親密圏の身体性については、金井淑子はDV被害女性の自己回復支援をしているフェミニスト・カウンセラー平川和子の、親密性をセックスから切り離すという提言、「性抜き同居家族」から親密性を見直すという問題提起に注目し、平川の発言の背景を次のように解説している。「親密性についてのエリクソンの定義のルービンの見解による読み直しがある。『同等の力をもつ対等な人間相互の横関係』というエリクソンの捉え方に、ルービンの見解を対置してセックスと親密性の切り離しという考えを導き出している。『親密さとは、恐れや依存したいという欲求からではなく、他者との内面生活を知り、自己の内面生活を他者と分かち合いたいという願望から出た、感情や考え方のある種の相互言語表現』であり、また『他の生活場面で被っている仮面を脱ぐこと』でもあるという。

エリクソンの親密性がセックスを伴う相互性に重点が置かれていたのに対して、ルービンの定義で

はセックスが消えていることに着目して、親密性とセックスが分離可能であることの側面をルービンから引き出しているのである。異性愛中心体制のもとでの性器的性愛への固着から自由にセクシュアリティのあり方を問い、そこから親密圏を構想するこの平川の問題意識には傾聴すべきものがある」⁽²⁶⁾。金井は、さらに家父長的性家族が内に隠し持つ女性への抑圧性への新たな課題をも見据えている。

金井は家父長制の再定義をジェンダーからではなく、セクシュアリティから語ることの重要性を主張する竹村和子の研究に注目し、「近代の市民生活の性力学構成しているのは、ひとつには性差別と異性愛主義を両輪とした〔ヘテロ〕セクシズムであり、ただひとつの『正しいセクシュアリティ』を再生産するメカニズムである」⁽²⁷⁾と、家父長的性家族における抑圧的異性愛を理論的に顕在化している。竹村は「セクシュアリティは、ジェンダーとセックスと相補的な関係をとりながら、〔ヘテロ〕セクシズムの文法制度の不可視の部分を充填し、それを支えてきた『黒子』のようなものだということができる」⁽²⁸⁾と分析する。この竹村の近代の性抑圧を〔ヘテロ〕セクシズムの視点から問題化することは、家族再定義への模索は、「黒子」役のセクシュアリティの視点なしにできるのかを問うことになる。金井はこの竹村の主張を、「フェミニズムの家父長制批判理論を、異性愛中心体制批判に脱構築してしまった」と評価し、平川のセックス抜き家族提案の問題意識と、竹村の家父長制イデオロギーの「脱—再生産」がリンクしていく地平のものとしてとらえようとしている。これらの研究は、ジェンダーを語ることがセクシュアリティを語ったことにならないと同時に、家父長的性家族の根本的批判にならない地平を拓きはじめているといえるだろう。家族の問題から親密圏への再定義の課題として捉えていきたい。

齊藤はケア関係の考察から「具体的な他者の『必然的依存』を引き受ける人々が特定の他者への『二次的依存』に陥らずにすむような関係性の創出と維持は、たとえば『グループ・ホーム』という形態においてもすでに試みられており、そのような関係性を描くためには『家族』に変わる言葉が必要である。」⁽²⁹⁾と性的家族から親密圏へのパラダイム転換を提起している。高齢社会における高齢者ケアや人間関係問題は、家族を親密圏へ再定義する諸課題を浮上させてきているといえるのではないだろうか。

4 結び—「静かな革命」へのライブリー・ポリティクスと弱者社会

1999年の「国際高齢者年」に向けてアナン事務総長は、高齢社会づくりを「静かな革命」と称し、「少子高齢化は今後、確実に進むであろう。それは単なる人口革命に止まらない。…今後は、経済・社会・文化・精神世界にも、静かな革命を起こしていくときである…短距離選手型から長距離ランナー型人生であってほしい」⁽³⁰⁾と呼びかけている。日本でも男女共同参画社会基本法が成立する前年の1998年、日本経済新聞は6ヶ月以上にわたり朝刊一面に『女たちの静かな革命』⁽³¹⁾を連載した。高齢者と女性の、このふたつの「静かなの革命」は具体化されるであろうか。現代社会に新たな政治が登場し、そのライブリー・ポリティクスによって、現実化に向けた世界的な潮流になる可能性が生み出されて来ている。

篠原は『市民の政治学』⁽³²⁾の中で、後期資本主義社会の争点として政治の変容を指摘している。政治と非政治の他に第三政治「サブ政治（亜政治・下位政治）」というカテゴリーが生まれ、1970年末に、イデオロギー政治と利益政治という近代政治に対して、生と生活に関するライブリー・ポリティクスの時代が到来しており、この現象は新しい市民社会の台頭と密接な関係がある概念であると指摘する。ライブリー・ポリティクスの対象は、福祉、環境、医療など、地域に住む人間に関するものが多く、それらはローカルな地平に発生するが故に、自治と分権がとくに大きな課題として浮彫りにされてくる。これが現代の政治的特色であり、70年前後からの地域福祉の必要が主張され、生と生活を中心に展開されるライブリー・ポリティクスの比重が地域の中で増加しており、市民社会を領域とする

政治が拡大強化されていると分析している。

ライブリー・ポリティクス推進主体は、行きすぎた集団主義も個人主義も否定され、それに代わる新しい時代の結社革命という考え方の世界的潮流に、篠原は注目している。結社とは、医療や福祉や生活向上など具体的機能を行うために自発的に結成され、民主主義的に自己統治する組織のことであり、結社革命は個人の自由を優先するが、その個人は仲間と共同するときにはじめて効果ある行動をとることができるという。NGOやNPOの目を見張るような活躍は、結社革命が現実のものになり行動化されたものであると指摘する。

21世紀の新たな社会づくりを推進する、高齢者と女性のふたつの「静かな革命」の視野は、ライブリー・ポリティクスを創出していくことで、21世紀社会像を具体的に拓くことが可能になっていくだろう。このライブリー・ポリティクスの「民主主義の資本」の担い手は、弱者たちであることが特徴となる。少子高齢社会は、人口年齢構造からすると子どもや若者が少数派になり、子どものいる家族が全家族の30%を割る少数派家族となる社会でもある。その社会において高齢者／女性／子ども・若者の政治経済的位置は、共通して弱者の位置を占めることになる。高齢社会は優れて多様な弱者を顕在化させる、弱者社会であると指摘できる。こうした弱者たちからの新たな生活創造が、ライブリー・ポリティクスをベースとして「静かな革命」を主導していくことになるのだろう。ゆえに高齢社会における、弱者内部の差異性と弱者集団相互間の差異性に内包されるエイジズムとセクシズムの不平等さを顕在化させることが、高齢社会の成熟に向けた「民主主義の資本」となり、新たな市民的政治能力の内実を問い、育くむことになるといえる。

教育は常に未来創造の仕事として、社会的役割を担ってきた。高齢社会の問題が照射する諸課題への再定義のまなざしは、生活指導に対しても新たな課題を問うているといえる。子どもたちの当事者主権をベースに、子どもたちのエイジズムとセクシズムの複数性の視点から、課題を顕在化しつつ、どのような新たな生活指導を編みだすことができるのか、高齢社会の問題が問うていることは確かなことといえる。

〔注〕

- (1) アードマン・B・パルモア（鈴木研一訳）『エイジズム』2002年、明石書店、21頁
- (2) 同上書、20頁
- (3) アメリカの生命維持装置拒否権を認めたカレン事件（1976年）、精薄老人のQOLを扱ったセイケビック事件（1977年）が、医学領域でのQOL研究の契機になり、他の領域をリードしてきている。
- (4) 中西正司・上野千鶴子『当事者主権』2003年、岩波新書、3～6頁
- (5) 天野正子『老いの近代』1999年、岩波書店、52頁
- (6) 同上書、51頁
- (7) 安川悦子・竹島伸生編『高齢者神話の打破』、2002年、御茶ノ水書房、22頁
- (8) 同上書、22頁
- (9) 同上書、22頁
- (10) 大沢真理『企業中心社会を超えて』、1993年、時事通信社、33頁
- (11) 清家篤 NHK人間講座『生涯現役社会をめざして』2003年、NHK出版、81頁
- (12) ベティ・フリーダン『老いの泉上・下』1995年、西村書店、上288頁（原書1993年）
- (13) 江原由美子「セクシズム」井上輝子他編『女性学辞典』2002年、岩波書店、272頁
- (14) 齊藤純一「依存する他者へのケアをめぐる」『年報政治学』2003年、岩波書店、181頁
- (15) N, フレイザー 『中断された正義』2003年、お茶の水書房、70～74頁
- (16) 春日キスヨ『介護問題の社会学』2001年、岩波書店、32頁

- (17) 広井良典『ケアを問いなおす』1997年, ちくま新書, 105～112頁
- (18) 上野千鶴子『『労働』概念のジェンダー化』『ジェンダーの日本史下』1995年, 東京大學出版会, 681頁
- (19) 又木京子「生活時間調査報告と新しいワークシステムへの提言」『アンペイド・ワーク』2000年, 藤原書店, 112-113頁
- (20) 篠原一『市民の政治学』2004年, 岩波新書, 70～71頁
- (21) 前掲『アンペイド・ワーク』113頁
- (22) 前掲『市民の政治学』69頁
- (23) 同上書, 66頁
- (24) 斎藤純一「親密圏と安全性の政治」『親密圏のポリティクス』2003年, ナカニシヤ出版, 220頁
- (25) 同上書, 225頁
- (26) 金井淑子「親密圏とフェミニズム」『親密圏のポリティクス』2003年, ナカニシヤ出版, 38頁
- (27) 竹村和子「資本主義とセクシュアリティ」『思想』, 1997年, 岩波書店, 74頁
- (28) 同上書, 74頁
- (29) 前掲「依存する他者へのケアをめぐる」191頁, 生きるために避けられない依存を「必然的依存」と呼び, 「必然的依存」を受け入れることによってケアの責任を担った者自身が他者に依存せざるをえなくなる事態を「二次依存」とファインマンが命名していることが紹介されている。
- (30) 一番ヶ瀬康子『高齢社会の女性福祉』, 259頁
- (31) 日本経済新聞社編, 1998年
- (32) 前掲『市民の政治学』, 53～60頁